

番号：151229

国名：ガーナ

担当：ガーナ事務所

案件名：栄養マルチセクターアプローチにかかる情報収集・確認調査（栄養調査分析）

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務：栄養調査分析（パイロット事業実施支援）

(2) 格付：3号

(3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間：2016年3月下旬から2017年2月上旬まで

(2) 業務M/M：国内 0.75M/M、現地 6.00M/M、合計 6.75M/M

(3) 業務日数：準備期間 第1次現地調査 国内作業 第2次現地調査 第3次現地調査  
5日 50日 3日 30日 30日  
第4次現地調査 第5次現地調査 整理期間  
50日 20日 7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出期限：3月2日(12時まで)

(4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html))をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針 9点

②業務実施上のバックアップ体制等 1点

(2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験 45点

②対象国又は同類似地域での業務経験 9点

③語学力 18点

④その他学位、資格等 18点

(計100点)

類似業務	栄養分野に係る各種調査
対象国/類似地域	ガーナ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

## (2) 必要予防接種：黄熱病

### 6. 業務の背景

JICA は、ガーナにおいて最も貧困率が高く保健施設へのアクセスが不良なアッパーウエスト州での母子保健指標の改善及び MDG の達成を目指し、2011 年から技術協力プロジェクトにより、Community Based Health Planning and Services (CHPS) システムを利用した地域母子保健の強化を支援してきた。また、CHPS のコンセプトにより地域保健の拡大を支援するため、コミュニティ開発支援無償で、CHPS コンパウンドの建設とそれに係る機材の供与を行った。さらに、2012 年から 2016 年にかけてガーナの北部・中部・南部の 3 ヘルスリサーチセンターを拠点として、母子継続ケア (COC) の促進による母子保健改善を検証するために EMBRACE (Ensure Mothers and Babies Regular Access to Care) 実証研究を実施し、その成果が明らかになりつつある。2016 年に終了する技プロの成果や EMBRACE 実証研究の成果を踏まえ、ユニバーサルヘルスカバレッジの達成のために、地域保健サービスの拡大、ライフステージに応じた健康啓発や予防活動の実践を通じたプライマリヘルスケアの強化を目指すべく、2015 年に新規技術協力プロジェクトの要請がガーナ政府から提出されている。同案件では、これまでアッパーウエスト州で十分に組み込まれてきていなかった栄養分野へのアプローチも検討されている。

近年、栄養不良は SDG を達成する上での中心的な課題として議論され、栄養不良の経済的影響に対する認識が高まっている。日本政府は、省庁を横断した官民の栄養プラットフォームを立上げ、開発途上国における栄養改善支援の強化を図っている。JICA は、味の素社がガーナで実施する栄養改善事業に対し、「離乳期栄養強化食品事業準備調査 (BOP ビジネス連携促進)」(2011-2014) を実施し、同社の離乳補助食品ココプラスが、小児の栄養改善に効果を示すことが明らかになってきており、同社は、2016 年にガーナにおける全国展開を計画している。

ガーナは、Scaling Up Nutrition (SUN) の加盟国であり栄養主流化の動きを徐々に進めてきたが、国家栄養政策の策定に 3 年以上を要し、未だ政策が承認されていないなど、栄養改善に向けた取り組みが停滞している。その原因のひとつとして、関連省庁や機関のコーディネーション能力の脆弱さが挙げられている。これに対し JICA は、2014 年からガーナ国別研修「栄養政策実践のためのマルチセクターアプローチ - ガーナにおける Scaling Up Nutrition -」を実施し、栄養関連セクター（保健、農業、教育、社会保障、地方自治、財務など）から編成されるチームに対し、日本の食育を通じた栄養ガバナンスへの理解を促進するとともに、マルチセクターでの取り組みの向上に努めてきた。2015 年の同研修には、中央政府のみならず地方政府におけるマルチセクターの栄養への取り組み強化を目指し、アッパーウエスト州保健局長及び州行政担当官が参加した。同研修を通じて、この計画は複数セクターにて実施される栄養プログラムを州レベルで調整し、効率的かつ効果的な栄養への取り組みを実践することを目指す「アッパーウエスト州マルチセクター栄養チームアクションプラン」が立てられた。同州では、新生児死亡率 37%、5 歳未満児成長障害の 19.5%、5 歳未満児の貧血が 73.8%（いずれも DHS2014）と栄養不良は深刻な問題となっているが、栄養対策はセクター別に細分化され、十分な効果をあげていない。従って、州レベルでの栄養マルチセクターコーディネーションの強化を図ることは、州の栄養改善を加速化するほか、中央政府の栄養政策の実施促進に貢献するものと考えられる。なお、アッパーウエスト州では、国レベルで SUN をサポートする UN 機関の REACH (Renewed Efforts Against Hunger and Undernutrition) が、州レベルでもマルチセクターのコーディネーションを支援し、チームの立上げや状況分析、計画策定などの支援を行ってきた。REACH の支援は 2016 年初めに終了する予定であり、州レベルにおいて編成されたマルチセクター栄養チームの継続的な活動に支援が必要となっている。

本調査は、ガーナ国別研修を通じてアッパーウエスト州マルチセクター栄養チームが作成したアクションプランに基づき、ガーナ保健サービス (GHS) アッパーウエスト州保健局及び州調整審議会 (RCC) が実施するパイロット事業を通じた事業効果の実証を行うものであり、マルチセクトラルなアプローチの有効な事例を明らかにし、2017 年から開始される新規技術協力プロジェクトにおける栄養支援の方向性を明確化することを目的としている。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、JICA が別途調達する調査用資機材を活用して、以下のパイロット事業の実施支援を行い、JICA が別途現地コンサルタントに委託して実施するパイロット事業のベースライン・エンドライン調査の結果に基づき、プロジェクトの効果を測定・分析し、調査報告書を取りまとめる。具体的には以下の(1)～(8)の業務を実施する。なお、パイロット事業の基本方針・活動内容については、先方カウンターパートと JICA 側ですでに協議を行い、3月上旬に最終合意の見込みである。

なお、本調査の開始に先立ち、2016年3月下旬に現地コンサルタントによるベースライン調査ドラフト報告書が提出、3月上旬に調査用資機材(身長・体重計、ヘモグロビン測定器)の調達が完了する予定である。パイロット事業は、栄養行政を担う州保健局及び州調整審議会を中心としたアッパーウエスト州マルチセクター栄養チームと、栄養活動の実務的な責任を担うランブシエ郡マルチセクター栄養チームが中心となって実施し、本業務従事者はパイロット事業の実施を技術的に支援する。

### \*パイロット事業(案)

#### ①対象地域：アッパーウエスト州、ランブシエ郡

なお、ランブシエ郡で実施されるパイロット事業の効果を比較検証するために、コントロール郡(非介入群)としてワウエスト郡をベースライン・エンドライン調査の対象とする。

#### ②主要官庁：アッパーウエスト州保健サービス、アッパーウエスト州調整審議会(RCC)

③目標：CHPSを核とした母子保健・栄養・衛生改善マルチセクター連携のための仕組みの強化。

④指標：母子保健・栄養・衛生改善の活動の実施、栄養や衛生に関する母親の行動変容、継続ケア完了率、成長モニタリング受診率、完全母乳率など。

#### ⑤活動

ア) アッパーウエスト州マルチセクター栄養チームのコーディネーション促進(計画立案・実施・モニタリング)【実施責任：州調整審議会】

- 州マルチセクター栄養チームの定期会合開催による年間計画立案、モニタリング業務の促進。
- 母子保健・母子栄養・衛生の既存のデータを統合したモニタリングツール、報告書の作成。

イ) 郡レベルのマルチセクターチームによる栄養教育活動の実施(コミュニティ、保健施設、学校等)【実施責任：州・郡保健チーム】

- 栄養研修モジュール、栄養教材(フリップチャートなど)の開発。
- 地域保健師(CHO)や教師などへの栄養教育、成長モニタリングなどに関する研修の実施。
- 研修を受けたCHOらによる地域、CHPS、学校などにおける栄養教育や栄養啓発活動の実施。

ウ) 2歳未満児の成長モニタリング及び継続ケアの実施【実施責任：郡保健チーム、CHO】

- 身体計測や継続ケア(COC)カード、成長モニタリングカードの使用に関する研修の実施。
- コミュニティ出生健康登録<sup>1</sup>の実施及びデータの更新。
- 継続ケアCOCカードの活用。
- CHPSやヘルスセンターで、保健従事者による2歳未満児対象の成長モニタリング及び栄養教育の実施。
- 活動の実施状況のモニタリングと監督指導の実施。

(1) 国内事前準備(2016年3月下旬～4月上旬)

- ① 関連資料(ベースライン調査報告書、統計資料、既存の文献、技術協力・無償資金協力の

<sup>1</sup> コミュニティ出生健康登録は、台帳に住民の個人情報(特に継続ケア(産前ケアから子どものワクチン接種、栄養状態など)を登録・データ更新し健康状態を把握するもので、アッパーウエスト州のランブシエ郡で試行されている。

報告書等)をレビューし、当該地域におけるア)母子の栄養状態、イ)母子の栄養に関する知識及びプラクティス、ウ)栄養プログラム(特に関連セクターの栄養活動)の実施状況を整理・分析する。

- ② ①の分析結果を基に、JICA がガーナ側 C/P と合意済みの本調査にかかるミニッツを踏まえ、州レベルの栄養マルチセクターの全体計画の見直しについて提言し、今回実施される栄養改善パイロット事業の活動の詳細を提案する。
- ③ 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート(調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等)を作成する。
- ④ 派遣前打合せ会議等に参加する。

(2) 第1次現地調査(2016年4月上旬~5月下旬)

- ① JICA ガーナ事務所等との打合せに参加する。
- ② ガーナ側 C/P 及び JICA 事務所に対して、インセプション・レポートの説明・協議を行い、本調査及び栄養パイロット事業の詳細を確認する。
- ③ パイロット事業の実施支援を行う。
  - ア) アッパーウエスト州マルチセクター栄養チームのコーディネーションの支援
    - ・ 州マルチセクター栄養チームの定期会合の開催を支援し、関連セクターの栄養関連活動を統合化した計画立案・実施及びモニタリングの状況の確認を行う。
    - ・ 母子保健・栄養・衛生の既存データを統合したモニタリングツールの作成を支援し、関連セクターで1つの栄養報告書の作成支援を行う。
    - ・ 州、郡や亜郡によって実施される活動の実施モニタリングや監督指導の実施支援。
  - イ) ランブシエ郡レベルのマルチセクター栄養チームによる栄養教育活動の実施支援
    - ・ 関連セクターで共通して利用できる栄養研修モジュールの開発及び栄養教育のための教材の開発の技術的支援を行う。特に栄養教材については、既存の教材を統合させ、より簡易で関連セクター全体として利用可能なものとする。なお、開発された栄養教材の印刷は JICA 事務所調達で実施する。
    - ・ ランブシエ郡の CHO への栄養・成長モニタリングにかかる研修の実施を支援する。特に、UNICEF が実施した研修により育成された講師人材を活用する。研修計画(対象人数、回数、時期などに経費の見積もりも含む)を作成し、研修にかかる費用は本業務従事者の活動費として JICA ガーナ事務所から臨時会計役を委嘱し支出する(調査地域はアクラから遠方であるため)。
    - ・ 研修を受けた CHO による地域や学校などへの栄養啓発・教育活動の実施を支援する。
  - ウ) 2歳未満児の成長モニタリング及び継続ケアの実施支援
    - ・ 身体計測方法や成長モニタリングカードの使用に関する研修の実施支援。研修計画(対象人数、回数、時期などに経費の見積もりも含む)を作成し、研修にかかる費用は本業務従事者の活動費として JICA ガーナ事務所から臨時会計役を委嘱し支出する。
    - ・ 継続ケアのコンセプトや継続ケアカードの使用に関する研修の実施支援。研修計画(対象人数、回数、時期などに経費の見積もりも含む)を作成し、研修にかかる費用は本業務従事者の活動費として JICA ガーナ事務所から臨時会計役を委嘱し支出する。
    - ・ コミュニティ出生健康登録の実施及びデータ更新を促進する。
    - ・ 対象郡の CHPS やヘルスセンターで CHO による2歳未満児を対象とした成長モニタリング及び栄養教育の実施を促進する。なお、成長モニタリングは乳幼児健診で毎月実施されているが、これまで身長計測されておらず、確実な計測と計測結果に応じた栄養教育の実施が望まれる。

(3) 国内作業(2016年6月下旬)

- ① JICA 人間開発部に調査の進捗を報告する。
- ② ガーナ栄養国別研修の研修員との意見交換会に参加し、アッパーウエスト州での調査の進捗を共有する。

(4) 第2次現地調査 (2016年7月上旬～下旬)

- ① 現地業務開始時に、ガーナ側 C/P 及び JICA 事務所に対して、業務計画の確認を行い、スケジュールの調整を行う。
- ② パイロット事業の実施支援を行う。
  - ア) アッパーウエスト州マルチセクター栄養チームのコーディネーションの支援
    - 州マルチセクター栄養チームの定期会合の開催を支援し、関連セクターの栄養関連活動を統合化した計画立案・実施及びモニタリングの状況の確認及び技術的支援を行う。
    - 母子保健・栄養・衛生の既存データを統合したモニタリングツールを修正し、関連セクターで1つの栄養報告書の作成支援を行う。
    - 州、郡や亜郡によって実施される活動の実施モニタリングや監督指導の実施を支援する。
    - 月毎のモニタリングデータを取りまとめる。
  - イ) 郡レベルのマルチセクター栄養チームによる栄養教育活動の実施支援
    - 第1次派遣時に実施した CHO らへの研修を継続支援する。
    - 研修を受けた CHO らによる地域や学校などへの栄養啓発・教育活動の実施を支援する。
  - ウ) 2歳未満児の成長モニタリング及び継続ケアの実施支援
    - 第1次派遣時に実施した成長モニタリングに関する研修を継続支援する。
    - 第1次派遣時に実施した継続ケアに関する研修を継続支援する。
    - コミュニティ登録の実施及びデータ更新を促進する。
    - 対象郡の GHPS やヘルスセンターで CHO らによる2歳未満児を対象とした成長モニタリング及び栄養教育の実施を促進する。

(5) 第3次現地調査 (2016年8月下旬から9月中旬)

- ① 現地業務開始時に、ガーナ側 C/P 及び JICA 事務所に対して、業務計画の確認を行い、スケジュールの調整を行う。
- ② パイロット事業の実施支援を行う。
  - ア) アッパーウエスト州マルチセクター栄養チームのコーディネーションの支援
    - 州マルチセクター栄養チームの定期会合の開催を支援し、関連セクターの栄養関連活動を統合化した計画立案・実施及びモニタリングの状況の確認及び技術的支援を行う。
    - 母子保健・栄養・衛生の既存データを統合したモニタリングツールを見直し・修正し、関連セクターで1つの栄養報告書の作成支援を行う。
    - 州、郡や亜郡によって実施される活動の実施モニタリングや監督指導の実施を促進する。
    - 月毎のモニタリングデータを取りまとめる。
  - イ) 郡レベルのマルチセクター栄養チームによる栄養教育活動の実施支援
    - 第1次派遣時から実施していた CHO らへの研修を完了する。
    - 研修を受けた CHO らによる地域や学校などへの栄養啓発・教育活動の実施を促進する。
  - ウ) 2歳未満児の成長モニタリング及び継続ケアの実施支援
    - 第1次派遣時から実施した成長モニタリングに関する研修を完了する。
    - 第1次派遣時から実施した継続ケアに関する研修を完了する。
    - 対象郡の GHPS やヘルスセンターで CHO らによる2歳未満児を対象とした成長モニタリング及び栄養教育の実施を促進する。

(6) 第4次現地調査 (2016年10月下旬から12月上旬)

- ① 現地業務開始時に、ガーナ側 C/P 及び JICA 事務所に対して、業務計画の確認を行い、スケジュールの調整を行う。
- ② パイロット事業の実施支援を行う。
  - ア) アッパーウエスト州マルチセクター栄養チームのコーディネーションの支援
    - 州マルチセクター栄養チームの定期会合の開催を支援し、関連セクターの栄養関連活動を統合化した計画立案・実施及びモニタリングの状況の確認及び技術的支援を行う。
    - 母子保健・栄養・衛生の既存データを統合したモニタリングツールを見直し・修正し、関連セクターで1つの栄養報告書の作成支援を行う。

- 州、郡や亜郡によって実施される活動の実施モニタリングや監督指導の実施を促進する。
- 月毎のモニタリングデータを取りまとめる。
- イ) 郡レベルのマルチセクター栄養チームによる栄養教育活動の実施支援
  - 研修を受けた CHO らによる地域や学校などへの栄養啓発・教育活動の実施を促進する。
- ウ) 2歳未満児の成長モニタリング及び継続ケアの実施支援
  - 対象郡の CHPS やヘルスセンターで CHO らによる2歳未満児を対象とした成長モニタリング及び栄養教育の実施を促進する。
- ③ エンドライン調査の実施に協力する。
- ④ 第1次～4次現地調査で収集されたデータや活動の実施状況を基にインテリム・レポートを作成する。

(7) 第5次現地調査 (2017年1月上旬～下旬)

- ① 現地業務開始時に、ガーナ側 C/P 及び JICA 事務所に対して、業務計画の確認を行い、スケジュールの調整を行う。
- ② パイロット事業の実施支援を行う。
- ア) アッパーウエスト州マルチセクター栄養チームのコーディネーションの支援
  - 州マルチセクター栄養チームの定期会合の開催を支援し、パイロット事業における効果の確認を行う。
  - 母子保健・栄養・衛生の既存データを統合したモニタリングツールを完成させ、関連セクターで1つの栄養報告書を完成させる。
  - 州、郡や亜郡によって実施される活動の実施モニタリングや監督指導の実施状況を確認する。
  - 月毎のモニタリングデータを取りまとめる。
- イ) 郡レベルのマルチセクター栄養チームによる栄養教育活動の実施支援
  - 研修を受けた CHO らによる地域や学校などへの栄養啓発・教育活動の実施状況を確認する。
- ウ) 2歳未満児の成長モニタリング及び継続ケアの実施支援
  - 対象郡の CHPS やヘルスセンターで CHO らによる2歳未満児を対象とした成長モニタリング及び栄養教育の実施を状況を確認する。
- ③ エンドライン調査の結果を踏まえた調査結果をインテリム・レポート(2)としてまとめ、JICA 事務所へ提出する。
- ④ (1)～(7)の調査・分析を踏まえ、栄養マルチセクターの協力の方向性と新規事業における栄養支援への提案を取りまとめたドラフト・ファイナルレポートを作成し、ガーナ関係者へ説明・協議する。
- ⑤ 最終調査結果の取りまとめに際して、協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
- ⑥ 現地調査結果の JICA ガーナ事務所等への報告に参加する。

(8) 帰国後整理期間 (2017年2月上旬)

- ① (7)を踏まえ、JICA との協議を経た上で、ファイナルレポートを取りまとめ、JICA 関係者に対し説明し、了解を得る。
- ② 帰国報告会に出席する。

8. 成果品等

調査の各段階において作成、提出する報告書等は以下のとおり。このうちファイナルレポートを成果品とし、成果品の提出期限を2017年2月10日とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。なお、以下の部数は JICA への提出する部数とし、その他現地での説明に必要な部数は別途受注者が準備するものとする。

また、契約期間中に収集した資料、データ及びリスト一式 (JICA 図書館の提携様式) を提出する。

報告書等	提出期限	部数
業務計画書	2016年3月下旬	和文1部（簡易製本）及び電子データ
インセプション・レポート	2016年4月上旬	英文1部（簡易製本）及び電子データ
インテリム・レポート	(1)2016年12月下旬 (2)2017年1月中旬	和文3部（簡易製本）、CD-R1部
ドラフト・ファイナルレポート	2017年1月下旬	和文3部（簡易製本）、英文3部（簡易製本）、CD-R1部
ファイナルレポート	2017年2月10日	和文10部（製本）、英文20部（簡易製本）、CD-R3部

なお、成果品以外に毎月末に月報を作成し、提出する。

### 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

#### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については  
[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/index\\_201301.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html)

プロポーザルの提出（見積書）を参照のこと。航空経路は、成田/羽田⇒ドバイ/イスタンブール⇒アクラ（ガーナ）間を標準とします。

#### (2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、当機構JICAガーナ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約に含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- 車両関係費
- 通信運搬費（インターネット通信や業務用携帯電話通信費等）
- 旅費・交通費（研修講師及び参加者の交通費や日当・宿泊費等）
- ワークショップ運営にかかる会場費等
- その他

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

### 10. 特記事項

#### (1) 業務日程／執務環境

##### ① 現地業務日程

本業務従事者の第1次現地調査期間は2016年4月上旬～5月下旬、第2次現地調査期間は2016年7月上旬～下旬、第3次現地調査は2016年8月下旬～9月中旬、第4次現地調査は2016年10月下旬から12月上旬、第5次現地調査は2017年1月上旬～下旬を予定しているが、JICAとの合意の上で派遣時期・期間は調整可能。なお、2016年11月7日（暫定）に実施される大統領選挙によって、現地業務日程が影響を受ける可能性がある。

##### ② 現地での業務体制

栄養調査（本コンサルタント）

サーベイランス（JICA事務所の委託する現地コンサルタント）

##### ③ 便宜供与内容

当機構ガーナ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（ただし、アッパーウエスト州へのフィールド調査期間の車両借上げについては、事務所にて予約の上、上記臨時会計役の委嘱により、業務従事者が支払を行うことを想定しています。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

現地調査開始時におけるC/Pとの協議について、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

アッパーウエスト州保健局内の執務スペース提供

## (2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構ガーナ事務所（TEL:+233-(0)30 760781）より電子データ等で配布します。

- 「ガーナ共和国「アッパーウエスト州地域保健機能を活用した妊産婦・新生児保健サービス改善プロジェクト」中間レビュー調査報告書、EMBRACE関連資料、「ガーナ国別研修栄養政策実践のためのマルチセクターアプローチ - ガーナにおけるScaling Up Nutrition -」2015年度帰国研修員報告書については、ガーナ事務所（TEL:+233-(0)30 760781）より電子データ等で配布します。希望される方は、「【配布依頼】「アッパーウエスト州地域保健機能を活用した妊産婦・新生児保健サービス改善プロジェクト」中間レビュー調査報告書」をタイトルにして`gn_oso_rep@jica.go.jp`までメールを送付してください。

②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ガーナ国 アッパーウエスト州母子保健サービス強化プログラム中間レビュー調査報告書
- ガーナ国 アッパーウエスト州地域保健施設整備計画準備調査報告書

## (3) その他

- ① 本調査では、EMBRACE で開発・実証された継続ケア促進のための COC カードの活用も含め、EMBRACE のスケールアップの可能性や栄養介入との相乗効果を検証する。
- ② 本調査を通じて、味の素社が実施するガーナ栄養改善事業との連携の可能性を検討する。
- ③ 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ④ 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ガーナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。



以上